

## 有料老人ホームの適切な運営について

入居者の保護を図る観点から、「未届有料老人ホームを含む悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令の新設」など、指導権限の強化を図った改正老人福祉法が平成30年4月1日から施行されました。

県では引き続き、有料老人ホームの入居者の居住の安定を確保する観点から、有料老人ホームの適確な実態把握や継続的な指導監督を行うこととしています。

### 1 届出促進に向けた取組

未届有料老人ホームの届出を促進するため、届出制度の周知を図るほか、未届有料老人ホームの公表、県有料老人ホーム設置運営指導指針における既存建築物等の場合の特例の活用など、届出促進に向けた取組を行っています。

なお、届出が行われていない場合であっても、有料老人ホームに該当する事業（※ 下図「有料老人ホームの定義」参照。）については、届出されている有料老人ホームと同様に、老人福祉法が適用されることとなります。

### 有料老人ホームの概要


**1. 制度の目的**

- 老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている制度。
- 設置に当たっては都道府県知事等への届出が必要。なお、設置主体は問わない（株式会社、社会福祉法人等）。

**2. 有料老人ホームの定義**


- 老人を入居させ、以下の①～④のサービスのうち、いずれかのサービス（複数可）を提供している施設。

①




食事の提供


②



介護（入浴・排洩・食事）の提供




③



洗濯・掃除等の家事の供与

④



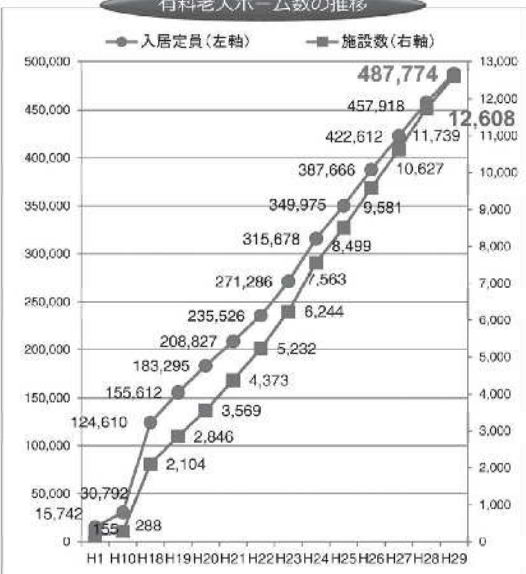
健康管理

**3. 提供する介護保険サービス**

- 介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」として、介護保険の給付対象に位置付けられている。ただし、設置の際の届出とは別に、一定の基準を満たした上で、都道府県知事・指定都市市長・中核市市長の指定を受けなければならない。

※ 法令上の基準はないが、自治体の指導指針の標準モデルである「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」では居室面積等の基準を定めている(例：個室で1人あたり13㎡以上等)

#### 有料老人ホーム数の推移



年度	入居定員 (左軸)	施設数 (右軸)
H1	30,792	15,742
H10	155,612	2,104
H18	183,295	2,846
H19	208,827	3,569
H20	235,526	4,373
H21	271,286	5,232
H22	315,678	6,244
H23	349,975	8,499
H24	387,666	9,581
H25	422,612	10,627
H26	457,918	11,739
H27	487,774	12,608
H28		
H29		

- ・ 有料老人ホームを設置経営する場合は、老人福祉法第29条第1項により事前に県知事への届出が必要です。これに違反した場合は、30万円以下の罰金に処されます。
- ・ 有料老人ホーム設置経営する事業者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、県知事への届出が必要です。

個別資料3 - 1

有料老人ホーム事業に該当しているが届出をしていない（＝未届）場合や、該当するか分からない場合など、有料老人ホームの未届に関する相談・情報提供については、県高齢者生き生き推進課施設整備係（連絡先は下記参照）までお願いします。

## 2 有料老人ホームに係る事故報告書の提出等について

入居者に係る事故（転倒等により負傷し、治療を要することとなった場合など）が発生した場合には、すみやかに必要な措置を講じるとともに、下記により当係へ報告して下さるようお願いします。

また、必要に応じて人員配置を見直すなど、再発防止に向けた具体的対策を講じていただくようお願いします。

### (1) 事故発生時の報告様式

県ホームページ【ホーム＞健康・福祉＞高齢者・介護保険＞老人ホーム等＞[有料老人ホームについて（概要・事業者向け情報・設置運営指導指針など）](#)＞[2. 事業者の皆様へ「有料老人ホーム事故等報告書」](#)】に掲載しています。

なお、本様式は参考様式として示しているものであり、本様式に示した事項が含まれていれば、設置者で定めた様式でも報告可能です。

### (2) 報告先

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課施設整備係

電 話	0 9 9 - 2 8 6 - 2 7 0 3	（直通）
F A X	0 9 9 - 2 8 6 - 5 5 5 4	
メール	shi-seibi@pref.kagoshima.lg.jp	

### (3) その他

報告された事故につきましては、厚生労働省へ情報提供することがあります。

## 3 有料老人ホームの適切な運営について

一昨年、県内の有料老人ホームで、入居者が利用している介護事業所の休止に伴い、契約に定められた介護サービスが適切に提供されなかったこと等が原因となり、当該ホーム及び居宅介護事業所に対する虐待（ネグレクト）認定がなされた事案が発生しました。

有料老人ホームについては、施設数が年々増加しており、また、要介護度が高い高齢者も多く入居している状況を踏まえ、入居者に対しては、老人福祉法、介護保険法及び高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律などの関係法令に基づき、適切な対応をお願いします。

（別添「平成31年1月16日付け高生第452号 県くらし保健福祉部長 通知」参照）

高生第451号  
平成31年1月16日

各有料老人ホーム設置者様

鹿児島県くらし保健福祉部長

### 有料老人ホームの適切な運営について

先般、県内の有料老人ホームにおいて、重要事項説明書、管理規程及び契約書（以下「重要事項説明書等」という。）の内容と、施設で現に提供されるサービスとに齟齬を来しているなど、入居者との契約内容が長期にわたり履行されていない状況が確認され、行政指導によっても改善されなかったことから、県では、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第13項に規定する業務改善命令を行いました。

また、当該施設においては、契約に定められた介護サービスが適切に提供されなかったこと等に起因する虐待（ネグレクト）認定がなされたことを踏まえ、県では、高齢者虐待の再発防止に係る行政指導を行ったところです。

有料老人ホームについては、高齢者の居住の場として一定のサービス供与を前提とした施設であり、入居者が安心して安全に居住できる環境を提供する必要がある中で今回の事案が生じたことは誠に遺憾です。

ついては、今後、このような事案が発生しないよう、有料老人ホームの適切な運営について、別記のとおり要請しますので、その確実な実施を図ってください。

なお、県においては、入居者の安心安全の確保をより図るため、今後、従前から行っている立入検査に加え、事前の通知をすることなく、立入検査を実施することとしていることを申し添えます。

#### 【問合せ先】

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県くらし保健福祉部

高齢者生き生き推進課施設整備係

電話 099-286-2703

FAX 099-286-5554

E-mail shi-seibi@kagoshima.lg.jp

有料老人ホームの運営に当たっては、老人福祉法、介護保険法（平成9年法律第123号）、高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）などの関係法令を遵守し、老人福祉の向上、介護保険サービスの適切な提供、高齢者の権利利益の擁護等を図ること。

特に、入居者の状態に応じた必要なサービスが提供できるような人員体制などの確保に努めること。

また、有料老人ホームは、一律の規制には馴染まない面があるが、老人福祉の向上に資するための施設であることに鑑み、国のガイドラインを踏まえて作成した鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針を遵守し、適切な施設運営を図ること。

特に、下記事項については、今回の事案の再発を防止する観点から、十分留意すること。

## 記

### 1 重要事項説明書等に記載したサービス内容の確実な履行等

有料老人ホーム事業は、入居者と設置者との契約が基本となることから、重要事項説明書等の意義を十分に認識し、高齢者の入居に当たっては、重要事項説明書等を丁寧に説明するとともに、記載したサービス内容を確実に履行すること。

また、重要事項説明書等の内容を変更しようとする場合は、運営懇談会を開催するなど、適切な手続を経ることとし、変更後の重要事項説明書を県へ届け出ること。

### 2 事故等報告書の速やかな提出等

入居者に係る事故の防止には万全を期すこと。

また、事故が発生した場合は、速やかに県、入居者の家族等に対し、その内容を報告するとともに、必要な措置を講じ、再発防止に努めること。

なお、事故の未然防止を図る観点から、事故とは確定できないが事故に類すると認められるものについても、事故等報告書を提出し、再発防止に努めること。

### 3 施設又は施設職員による高齢者虐待防止の徹底

指導的職員による日常的なケアの再点検、職員相互間の情報の共有、職員研修、専門的高齢者ケアの技術取得などに努め、職員の能力及び虐待に関する理解の向上を図り、適正な水準のサービスを提供すること。

また、行政機関など関係機関との協力・連携体制を構築するとともに、入居者及び職員に対し、虐待が疑われる場合の通報先の周知などの徹底を図ること。

- 4 現在利用している介護サービスの提供が困難となった場合の適切な対応  
入居者が現在利用している介護サービスの提供が困難となった場合には、  
指定居宅介護支援事業所や保険者との連携を速やかに図るなど、適切なサービスが迅速に提供できるよう配慮すること。